
日高町 津波避難計画

(平成 25 年 2 月作成)

北海道日高町

令和 4 年 7 月 1 日 改訂

目 次

第1章	総則	1
1	目的	1
2	計画の修正	1
3	用語の意義	1
第2章	避難計画	2
1	津波浸水予想地域の想定	2
2	津波到達予想時間の設定	2
3	避難対象地域の指定	2
4	避難目標地点及び避難路の設定等	2～4
第3章	初動体制	5
1	災害応急体制	5
(1)	配備基準	5
(2)	連絡・参集体制	5
2	津波情報等の収集・伝達	5～6
(1)	津波情報等の収集	5
(2)	津波情報等の伝達	5～6
第4章	避難情報の発令	6
1	発令基準	6
2	発令者・発令時期	7
3	伝達方法	7
第5章	津波対策の教育・啓発	7
1	職員に対する教育	7
2	住民等に対する教育と啓発	7
3	児童、生徒等に対する教育	8
4	防災上重要な施設の管理者に対する教育	8
5	自動車運転者に対する教育・広報	8
6	自主防災組織の育成	8
第6章	津波避難訓練の実施	8
1	避難訓練の実施	8
2	避難訓練の内容	8
第7章	積雪・寒冷地対策	9
1	関係機関との連携	9
2	気象情報の収集	9
3	冬期道路交通の確保	9
4	避難環境の確保	9
5	緊急通信ネットワークの確保	9
6	雪崩対策	10
7	救助・救出体制の強化	10
第8章	その他の留意点	10
1	観光客等の避難対策	10
2	災害時要援護者の避難対策	10

第1章 総則

1 目的

この計画は、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から2、3日の間、住民等の生命及び身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の修正

この計画は随時検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

3 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は、次のとおりである。

(1) 津波浸水予想地域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水が予想される陸域の範囲をいう。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、日高町が指定するものをいう。

(3) 避難目標地点

津波の危険から、生命の安全を確保するため、避難対象地域の外に住民等が設定する避難の目標地点をいう。

(4) 避難路

避難するための経路で、日高町や住民等が指定・設定するものをいう。

(5) 避難場所

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に日高町が指定するものをいう。

(6) 避難困難地域

津波の到達時間までに避難対象地域の外まで避難することが困難な地域をいう。

(7) 緊急避難施設

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた人が緊急的に避難する避難対象地域内にある建物で、日高町と住民等が連携し指定又は設定するものをいう。

第2章 避難計画

この避難計画は、北海道が令和3年7月に設定・公表した、北海道太平洋沿岸（日本海溝・千島海溝沿い）で発生する地震における津波を対象とした津波浸水予測図の結果及びシミュレートされた各データを想定し計画する。

（※は北海道から示されたもの）

1 ※津波浸水予想地域の想定 【資料1：津波浸水予測図 市町村別図】

地 区	世帯数	人口(人)	町名（全部又は一部）
富 川	1, 1 4 3	2, 1 3 3	・富川北1丁目 ・富川南2.3.4.5.6丁目 ・富川東1.2.4.5丁目 ・富浜
門別本町	3 5 6	7 0 1	・門別本町 ・緑町
豊.清.賀	1 0 1	2 4 4	・豊郷 ・清島 ・賀張
厚 賀 町	3 9 2	7 0 6	・厚賀町
合 計	1, 9 9 2	3, 7 8 4	

2 ※津波到達予想時間の設定

代表地点名	最大津波高(m)	第1波到達時間(分)	影響開始時間(分)
富 浜	8. 7	3 8	1 6
門別本町	1 3. 1	3 6	1 2
清 島	1 3. 3	3 7	1 3
厚 賀 町	9. 8	3 3	1 2

《最大津波高》 津波襲来時の海岸線での最大の津波の高さ

《第1波到達時間》 海岸線において、地震発生から津波第1波のピークが到達するまでの時間

《影響開始時間》 地震発生から海岸・海中にいる人の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変動（±20cm）が生じる時間

3 避難対象地域の指定

避難対象地域は、津波浸水予想地域とする。

4 避難目標地点及び避難路の設定等

避難対象地域の避難目標地点（一時避難場所を含む）、避難路、避難困難地域、緊急避難施設等は、次のとおりとする。

避難対象地域	対象人口	避難目標地点	避難路 【資料2】	避難困難地域	緊急避難施設	備考 (車両での避難場所)
富川南2丁目	112世帯 225人	町営富川球場 富川生活館	別図1	—	—	門別競馬場
富川南3.4丁目	225世帯 391人	町営富川球場 富川生活館	別図1	—	—	門別競馬場
富川南5.6丁目	213世帯 374人	富川高校	別図1	—	—	門別競馬場
富川東1.4丁目 (元町第1町内会)	213世帯 354人	富川防災ステーション	別図1	—	—	門別総合町民センター
富川東2.5丁目 (元町第2町内会)	296世帯 722人	富川防災ステーション	別図1	—	—	門別総合町民センター
富川北1丁目	35世帯 67人	日高西部消防組合 消防庁舎屋上 富川中学校	別図1	—	—	門別競馬場
富浜 (富浜港町町内会)	39世帯 117人	門別総合町民センター 車両避難を認める	別図1	—	—	
富浜 (富仁家町町内会)	17世帯 42人	門別総合町民センター 車両避難を認める	別図1	—	—	
門別本町 (泉町町内会)	120世帯 208人	門別自然公園 若草生活館	別図2	—	—	門別総合町民センター
門別本町 (栄町町内会)	57世帯 120人	門別自然公園 若草生活館	別図2	—	—	門別総合町民センター
門別本町 (表町町内会)	40世帯 95人	門別自然公園 若草生活館	別図2	—	—	門別総合町民センター
緑町 (緑町町内会)	74世帯 167人	門別自然公園 若草生活館	別図2	—	—	門別総合町民センター
門別本町 (元町町内会)	46世帯 83人	門別中学校	別図2	—	—	門別中学校
門別本町 (海岸町町内会)	19世帯 28人	門別中学校	別図2	—	—	門別中学校

避難対象地域	対象人口	避難目標地点	避難路 【資料2】	避難困難地域	緊急避難施設	備考 (車両での避難場所)
豊郷	39世帯	門別中学校	別図3	—	—	

(浜豊郷自治会)	110 人	豊郷生活館 車両避難を認める				
清島 (清島第一、第二町 内会)	57 世帯 123 人	慶能舞生活館 車両避難を認める	別図 3	—	—	
賀張 (賀張海岸付近)	5 世帯 11 人	賀張生活館 車両避難を認める	別図 3	—	—	
厚賀町 (西部自主防災)	81 世帯 146 人	松兼寺付近 厚賀すずらん公園	別図 4	—	—	
厚賀町 (駅前通自主防災)	62 世帯 112 人	厚賀すずらん公園	別図 4	—	—	正和方面へ
厚賀町 (市街自主防災)	94 世帯 169 人	厚賀すずらん公園	別図 4	—	—	正和方面へ
厚賀町 (東・団地自主防災)	155 世帯 279 人	厚賀すずらん公園 厚賀森林公園	別図 4	—	—	正和方面へ

第3章 初動体制

1 災害応急体制

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、日高町地域防災計画第2章「防災組織」に基づく、非常配備体制をとるものとする。

(1) 配備基準

区分	体制	配備基準	配備内容
緊急対策 会議の開催後	第1非常配備 (準備体制)	1 町内に震度4の地震が発生したとき 2 沿岸に「津波注意報」が発表されたとき	災害の状況等により必要と認められる人員で、更に次の配備に移れる体制をいう
準備本部 の設置後	第2非常配備 (第1警戒体制)	1 町内に震度5弱の地震が発生したとき 2 沿岸に「津波警報(津波)」が発表されたとき	災害の状況等により必要と認められる人員で、更に次の配備に移れる体制をいう
対策本部 の設置後	第3非常配備 (第2警戒体制)	1 町内に震度5強以上の地震が発生したとき 2 沿岸に「津波警報(大津波)」が発表されたとき	災害の状況等により災害応急活動ができる体制をいう

備考：災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

(2) 連絡・参集体制

平常執務時及び休日または退庁後の配備体制の伝達系統は、【資料3】とする。

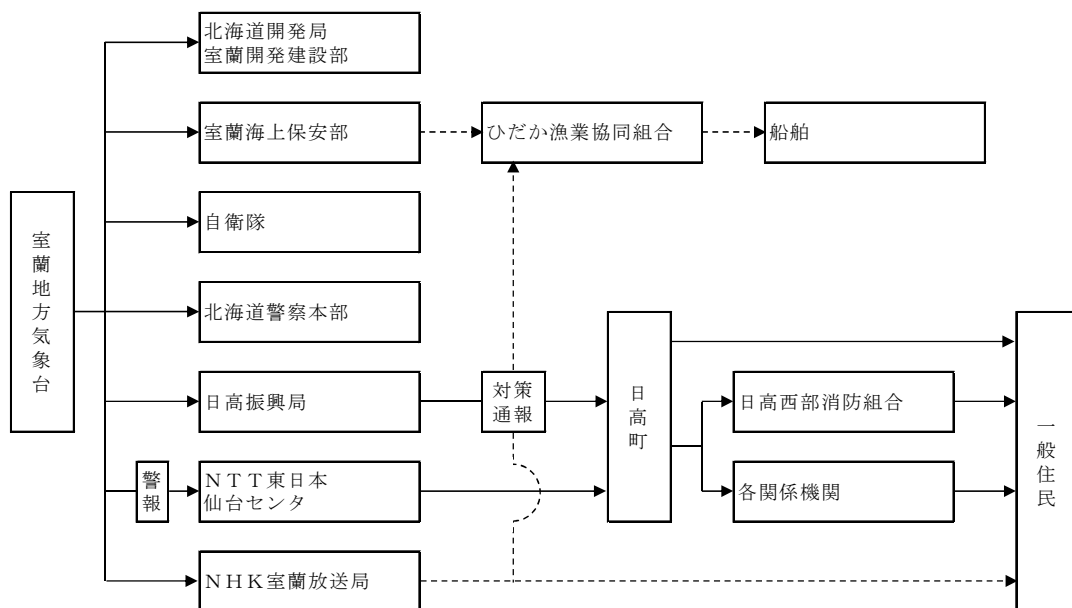
2 津波情報等の収集・伝達

(1) 津波情報等の収集

津波の情報については、気象庁及び北海道総合行政情報ネットワークの情報を中心に収集するものとし、テレビ、インターネット、道防災メールなどからの情報も収集する。

(2) 津波情報等の伝達

津波情報等の伝達系統及び伝達方法は、次のとおりとする。



・日高町から一般住民等に対する周知・伝達は、防災行政無線及び携帯電話等のエリアメール、緊急速報メール、消防広報車等を活用し伝達を図る。

第4章 避難情報の発令

津波被害の切迫した危険から住民等を安全な場所へ避難させるため、避難指示等の避難情報を発令する。

1 発令基準

種別	基準
(自主避難)	<ul style="list-style-type: none"> ・「津波注意報」が発表されたとき ・強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時で必要と認められる場合
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・「津波警報（大津波）」が発表されたとき ・津波による家屋の破壊、浸水等の恐れがあり、付近住民に生命の危険が目前に切迫しているとき

2 発令者・発令時期

緊急避難を必要と認めた場合、次の者は避難指示を行う。

(1) 町長

避難が必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

(2) 知事

災害の発生により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって実施しなければならない。

(3) 警察官または海上保安官

町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または町長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる。

また警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす恐れがある場合、及び特に急を要する場合については、必要な措置をとることができる。

3 伝達方法

津波に関する情報は、防災行政無線（サイレン吹鳴含む。）及び携帯電話等のエリアメール、緊急速報メールを活用し伝達する。なお、町及び消防機関、警察署の広報車による巡回等については、津波警報の発令及び津波の到達時間の状況に応じ実施する。

第5章 津波対策の教育・啓発

町は道、防災関係機関、教育委員会、自治会、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、津波に関する防災上の必要な防災教育及び避難意識向上のための啓発を行い、津波に対する防災意識の向上を図る。

1 職員に対する教育

町及び防災関係機関は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震・津波が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。また、町職員として備えておくべき防災知識や心構えなどを確実に習得させるため、各種の研修等を通じて防災教育を行う。

2 住民等に対する教育と啓発

津波発生時においては原則、住民等は自らが「自分の命は自分で守る」という意識と行動が重要であることから、町は道や防災関係機関と連携して、住民等が的確な判断に基づき行動できるよう、津波に対する正しい知識を知り、災害に遭遇した時の対応の仕方など、いざという時に役立つ防災知識の普及を図る。

3 児童、生徒等に対する教育

教育委員会は児童、生徒に対し、学校教育を通じて、学年に応じた津波に関する知識や避難の方法等、津波防災教育の推進を図る。

4 防災上重要な施設の管理者に対する教育

町は道や防災関係機関と連携し、防災上重要な施設の管理者に対する教育の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、町等が実施する研修に参加するよう努める。

5 自動車運転者に対する教育・広報

町は道及び北海道警察と連携し、運転免許証更新時等の各種講習や広報誌等により、地震発生時における自動車運転者がとるべき事項に係る教育・広報の推進を図る。

6 自主防災組織の育成

大きな災害ほど、住民は「自らの命（地域）は自ら守る」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるとともに、自発的に地域の防災活動に寄与することが求められる。

地域住民がお互いに助け合い、協力しながら円滑に防災活動を行うため、町は自治会等を単位とする自主防災組織の結成促進に努める。

第6章 津波避難訓練の実施

1 避難訓練の実施

町及び防災関係機関等は、円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために毎年、津波避難訓練を含めた防災訓練を実施するよう努め、訓練時においては、訓練内容、方法及び問題点の検証を行う。実施時期については、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期・夜間等の実施についても配慮する。

2 避難訓練の内容

町は道、防災関係機関、自治会、自主防災組織等と連携して、住民等の避難訓練のほか次のような具体的かつ実践的な訓練を実施する。

- (1) 職員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 災害時要援護者等に対する避難誘導訓練
- (3) 津波警報時の住民等への情報伝達及び被害情報収集訓練
- (4) 必要な情報（災害の状況、避難状況等）に関する道及び防災関係機関への伝達訓練

第7章 積雪・寒冷地対策

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪及びなだれ等に関する対策は、日高町地域防災計画第3章第1節第2「雪害の予防」に基づき、防災関係機関がそれぞれ連携を図りながら、次のとおり行うものとする。

1 関係機関との連携

内容	担当
1 気象情報の収集	総務課
2 交通、通信、送電の確保	建設課、室蘭開発建設部苫小牧道路事務所・日高道路事務所、胆振総合振興局室蘭建設管理部門別出張所、門別警察署、NTT東日本苫小牧営業支店、北海道電力(株)富川ネットワークセンター・日高水力センター
3 なだれ防止	総務課、建設課、産業課、室蘭開発建設部苫小牧道路事務所・日高道路事務所、胆振総合振興局室蘭建設管理部門別出張所、門別警察署
4 排雪	建設課、室蘭開発建設部苫小牧道路事務所・日高道路事務所、胆振総合振興局室蘭建設管理部門別出張所
5 町の体制	建設課

2 気象情報の収集

気象官署の発する予警報及び情報並びに室蘭地方気象台の情報等を収集するとともに、必要な警戒体制を整えて、雪害に対処するものとする。

3 冬期道路交通の確保

各防災関係機関が所管する道路の除雪体制を確認し、積雪期における避難路、避難所の確保に努める。

4 避難環境の確保

町は、避難所を開設した場合には当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行う。特に冬期における暖房等の避難生活環境の確保について配慮するものとし、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

5 緊急通信ネットワークの確保

停電による通信機器の停止や、地震や津波による被災での機器が損傷した場合に備えて、多様な通信手段の確認をする。

6 雪崩対策

関係機関は、住民に被害を及ぼすおそれのある雪崩発生予想箇所を把握し地域住民に周知するなど必要な措置を講じ、緊急点検体制、応急対策の実施方法、避難所への適切な避難誘導等の確認をする。

7 救助・救出体制の強化

冬期間の降雪時に災害が発生した場合における救助、救出を想定し、防災関係機関の体制や窓口、除雪機械の緊急出動要請手順等の確認をする。

第8章 その他の留意点

1 観光客、釣客等の避難対策

観光客等の避難誘導については、観光まちづくり協会等を通じて、ホテル、旅館などに津波ハザードマップを配布し、観光客等へ周知する。また、自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織は、避難指示があった場合には、あらかじめ定めた避難計画及び災害対策本部等の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

釣客等の屋外者に対しては、防災行政無線等により情報伝達するものとし、消防及び警察の協力を得て避難誘導を実施する。

2 災害時要援護者の避難対策

町は災害時要援護者の現状把握に努めるとともに、避難支援者における安全策を含めた避難対策を講じる。

(1) 安否の確認

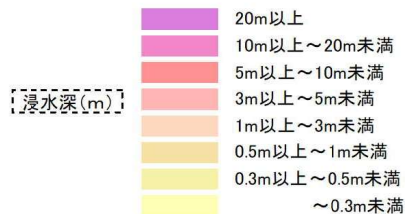
災害時要援護者の安否の確認については、避難支援者や自治会、自主防災組織、民生委員、児童委員及びボランティアの協力のもと速やかに行うよう努める。

(2) 避難支援

災害時要援護者の避難誘導や救助にあたっては、津波到達予想時間等を考慮しながら、安全かつ迅速に避難できるよう努める。

- 〔留意事項〕
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
 - 浸水域や浸水深等は、局所的な地面の凹凸や構造物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件の差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を图示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
 - 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 地震の震源が想定より陸域に近いなど、条件が異なる場合には、ここで表した時間よりも早く津波が来襲する可能性があります。
 - 一級河川や一部の都市部以外の航空レーザ測量のデータがない地域では、国土地理院発行の数値地図25000を複製してシミュレーションに用いる地形データを作成しているため、航空レーザ測量のデータより津波高の精度が低い区域があります。
 - 津波は自然現象であることから、想定には不確実性を伴います。また、今回想定は、限られた条件設定のもと想定したもので、条件設定（路面凍結や河川流量、構造物の破壊状況）の違いによる不確実性を含むものであるため、今回想定した津波高等はある程度幅を持っており必ずしも今回の想定結果とおりには限らず、場合によってはこれを超えることもあり得ることに注意する必要があります。
 - 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性があります。

凡例



●代表地点周辺で予測される津波諸元

地点名	最大津波高 (T.P.m)		影響開始時間 (参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
○.0m	○.0分	○.0分	○.0分	○.0分

※図2参照
 ±0.2m : 津波影響開始時間
 第1波 : 津波第1波到達時間
 最大波 : 最大津波到達時間

※注1 各種高さの模式図（図1参照）

最大水位は、代表地点周辺における最高の津波高さ（標高）です。
 浸水深は、各地の地表面からの水面の高さです。
 浸水域は、海岸線から陸地に津波が遡上することが想定される区域です。

※注2 津波影響開始時間と津波到達時間（図2参照）

津波影響開始時間は、地震による地盤沈下に伴い低下した地震発生直後の海面（初期水位）に、±20cmの変動が生じるまでの時間。
 地震発生から、海岸・海中の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変化（初期水位から水位変化が±20cm）が生じるまでの時間です。
 なお、最大波は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 また、実際の津波到達予想時間はこれよりも早くなる場合もあります。

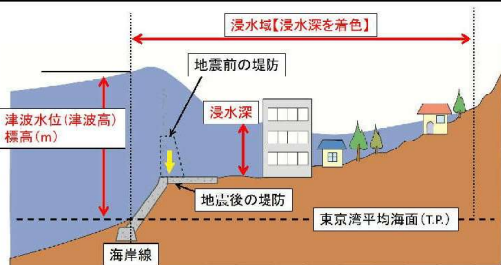
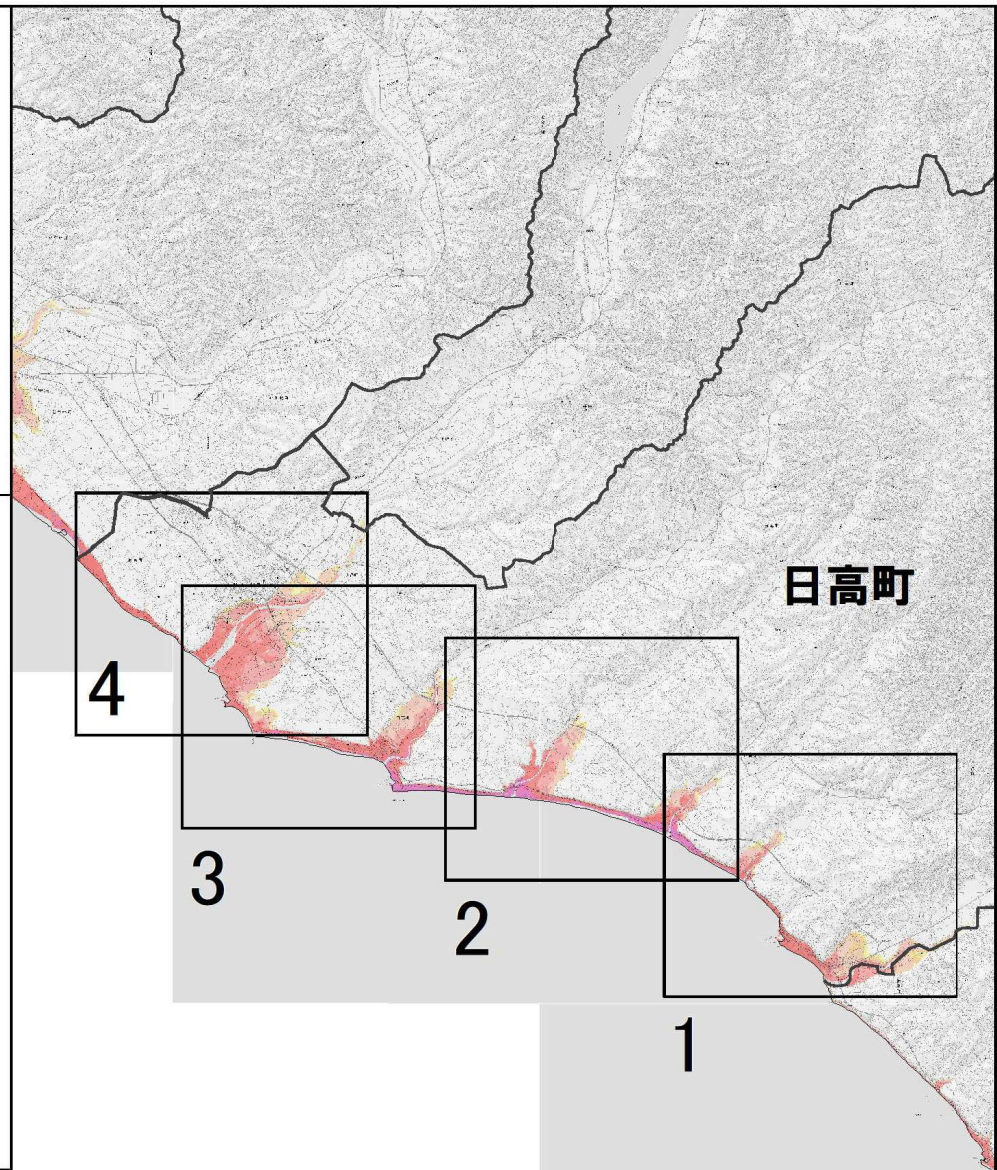
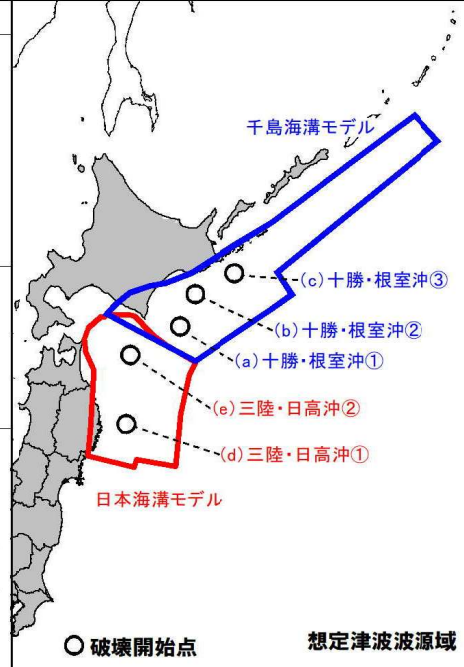


図1 各種高さの模式図

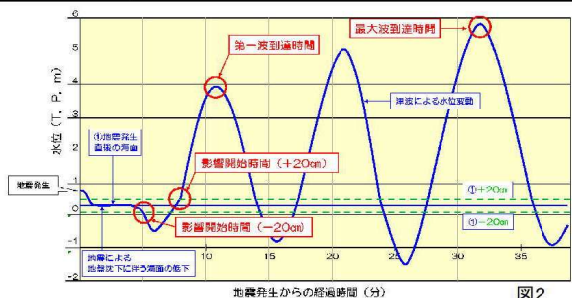
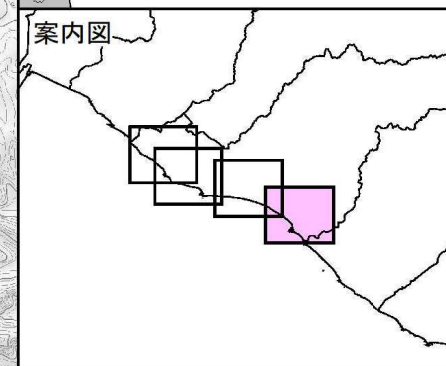
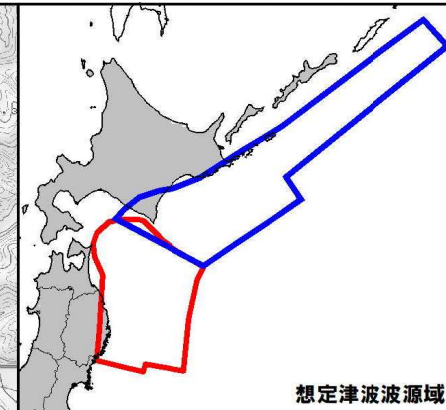
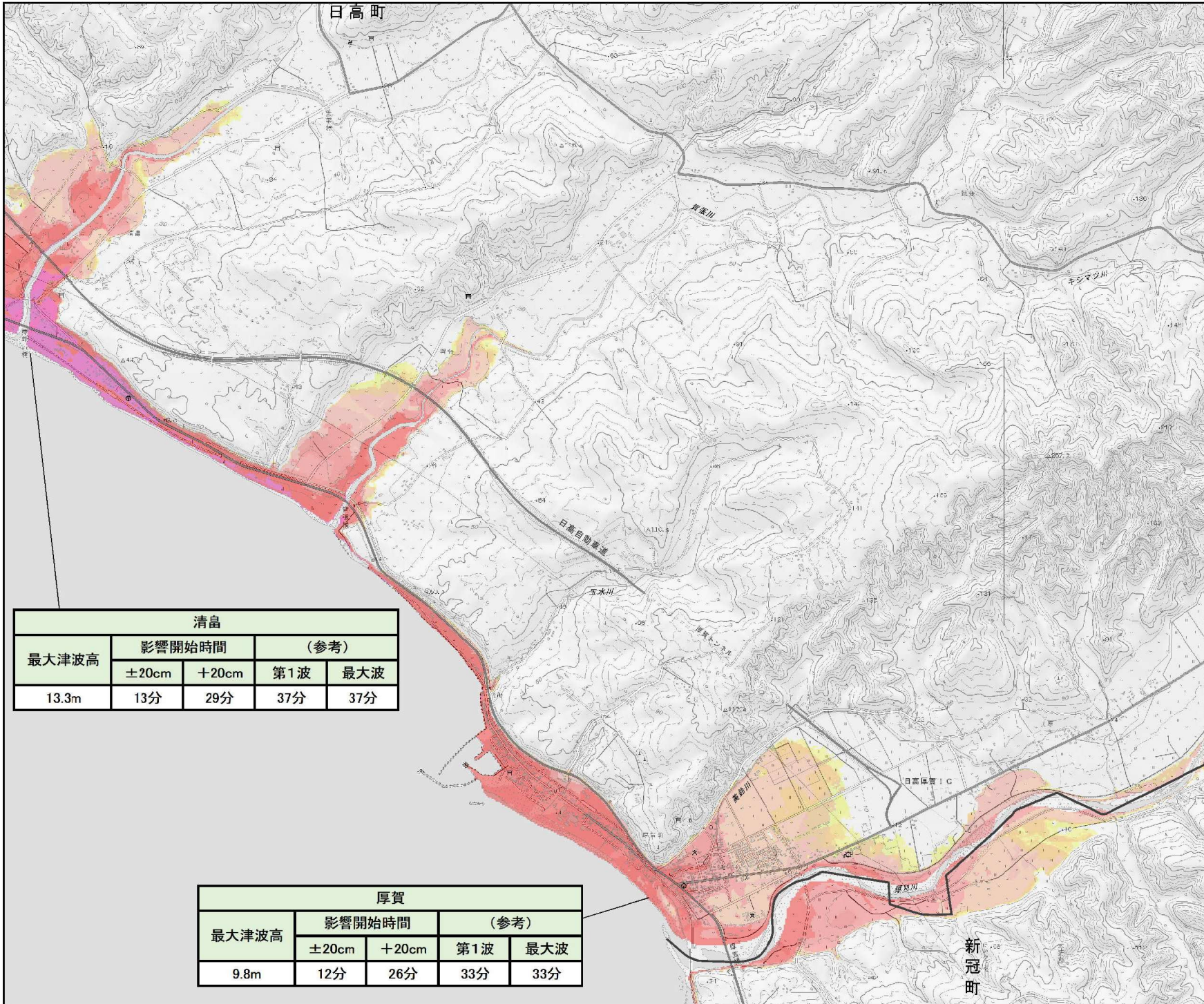


図2 北緯発生からの経過時間（分）





清畠				
最大津波高	影響開始時間		(参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
13.3m	13分	29分	37分	37分

厚賀				
最大津波高	影響開始時間		(参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
9.8m	12分	26分	33分	33分

凡例

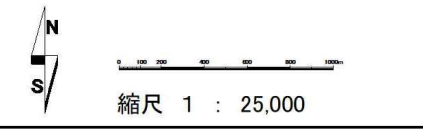
[浸水深(m)]

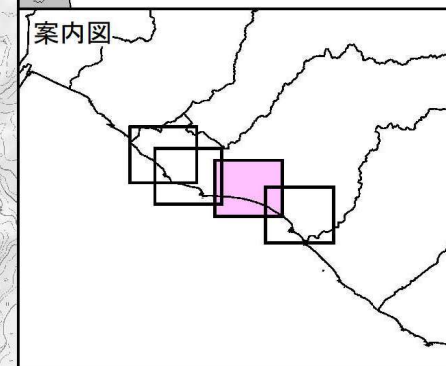
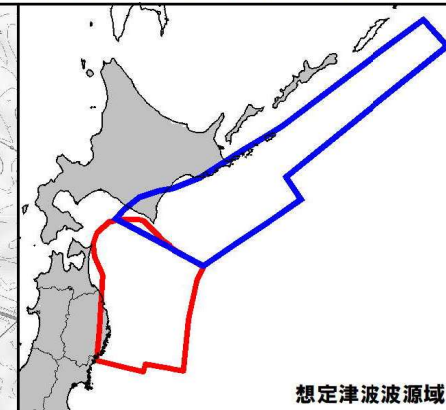
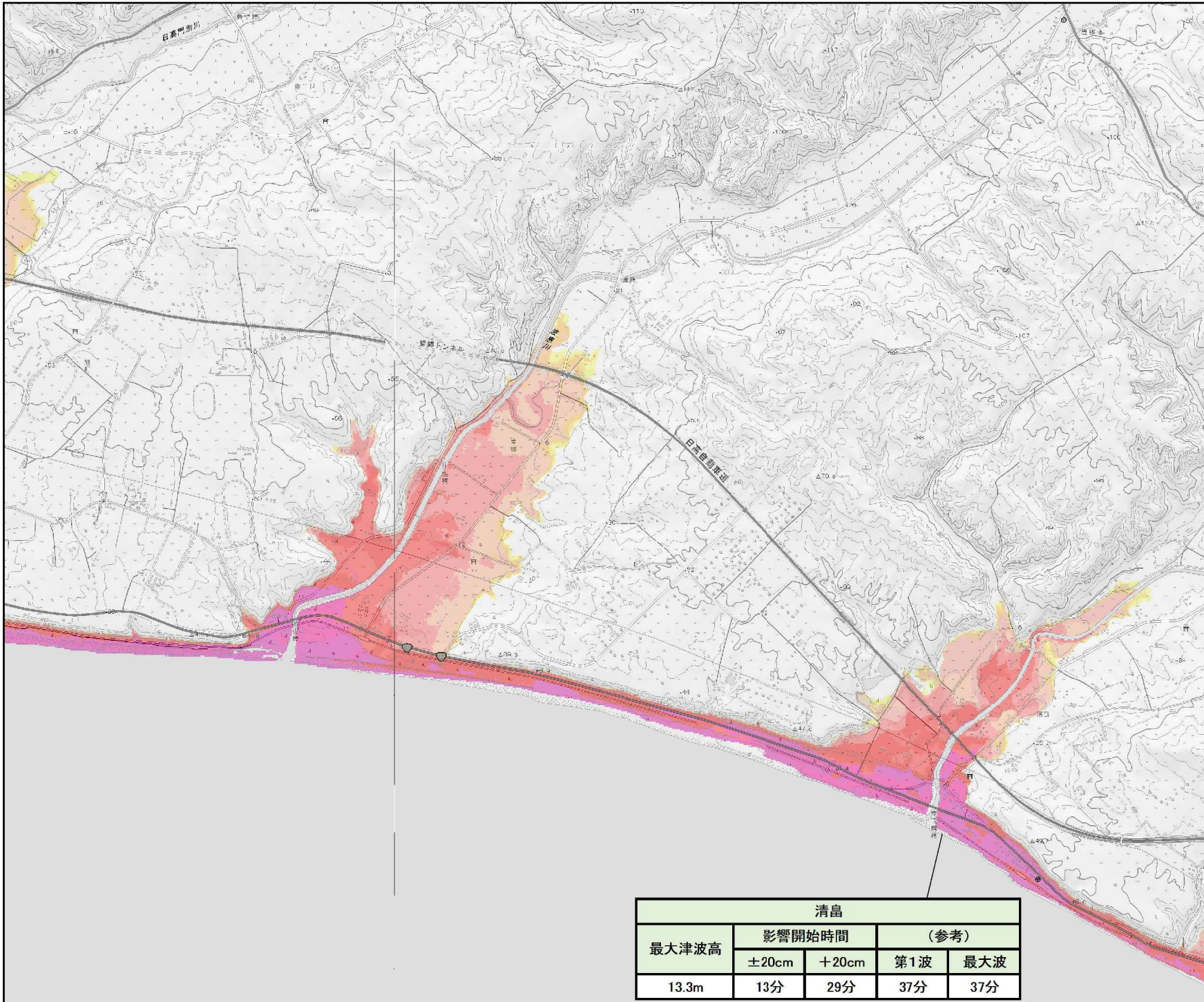
- 20m以上
- 10m以上～20m未満
- 5m以上～10m未満
- 3m以上～5m未満
- 1m以上～3m未満
- 0.5m以上～1m未満
- 0.3m以上～0.5m未満
- ～0.3m未満

●代表地点周辺で予測される津波諸元

地点名				
最大津波高 (T.P.m)	影響開始時間 ±20cm	影響開始時間 +20cm	(参考) 第1波	(参考) 最大波
〇.〇m	〇〇分	〇〇分	〇〇分	〇〇分

※代表地点の津波諸元は、全ケースで元も大きくなる最大津波高、最短の到達時間となる諸元を表示。





凡例

〔浸水深(m)〕

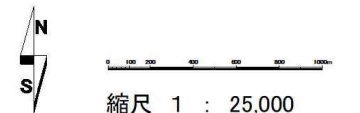
- 20m以上
- 10m以上～20m未満
- 5m以上～10m未満
- 3m以上～5m未満
- 1m以上～3m未満
- 0.5m以上～1m未満
- 0.3m以上～0.5m未満
- ～0.3m未満

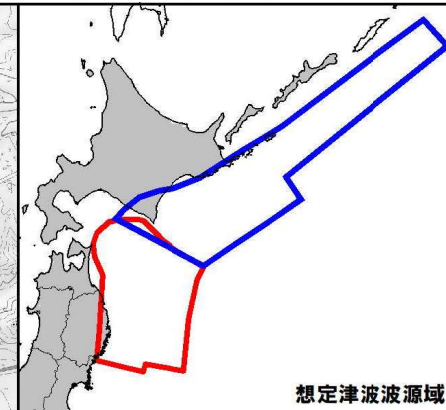
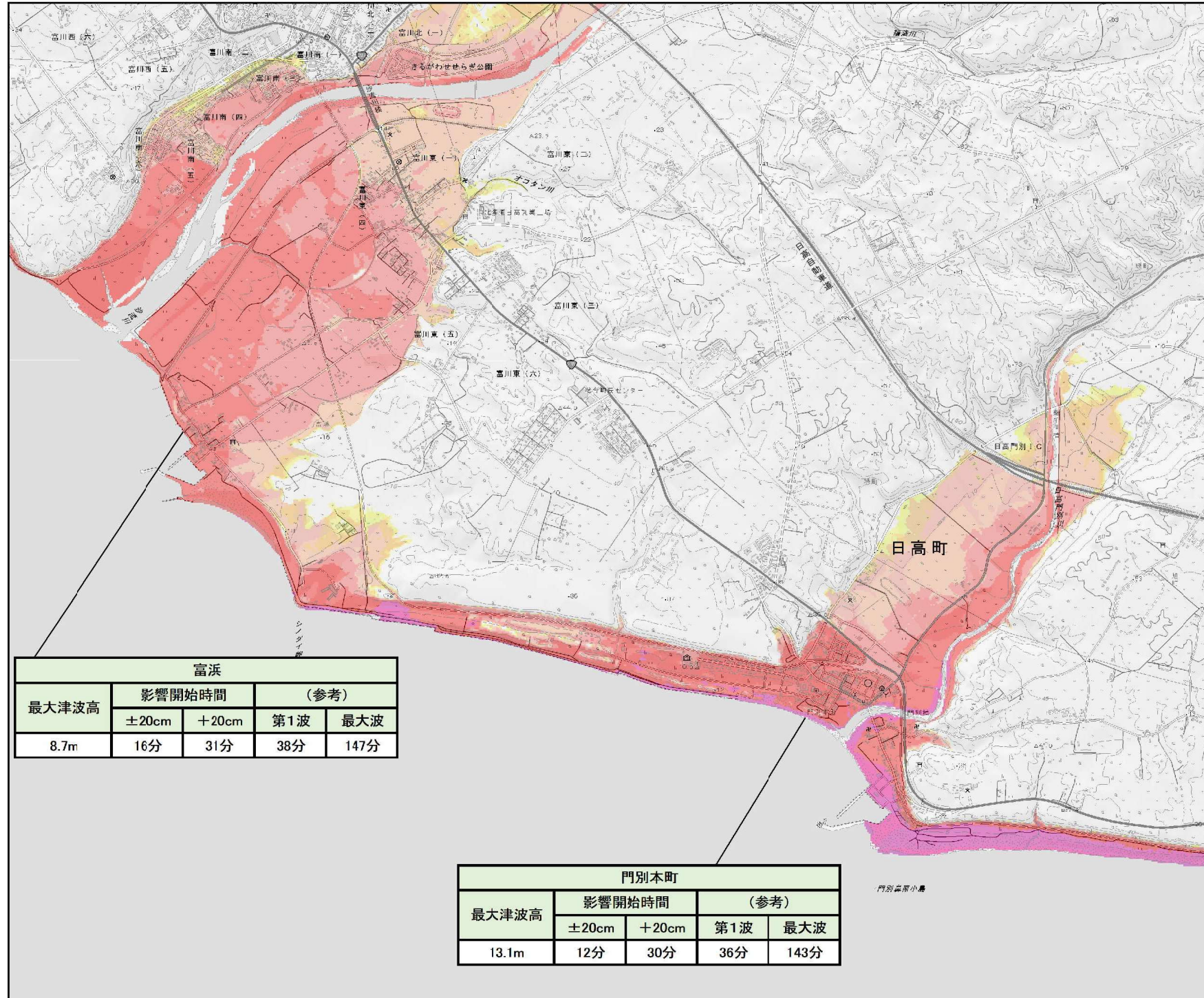
●代表地点周辺で予測される津波諸元

最大津波高 (T.P.m)	地点名		(参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
〇.〇m	〇〇分	〇〇分	〇〇分	〇〇分

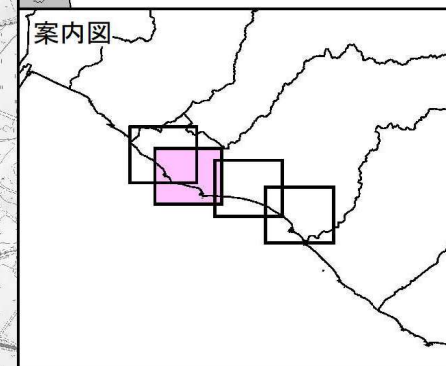
※代表地点の津波諸元は、全ケースで元も大きくなる最大津波高、最短の到達時間となる諸元を表示。

清島				
最大津波高	影響開始時間		(参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
13.3m	13分	29分	37分	37分





想定津波波源域



案内図

凡例

〔浸水深(m)〕

- 20m以上
- 10m以上～20m未満
- 5m以上～10m未満
- 3m以上～5m未満
- 1m以上～3m未満
- 0.5m以上～1m未満
- 0.3m以上～0.5m未満
- ～0.3m未満

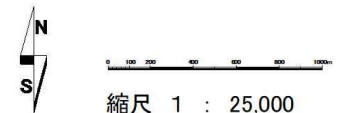
●代表地点周辺で予測される津波諸元

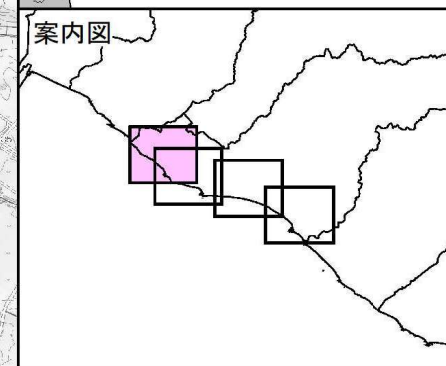
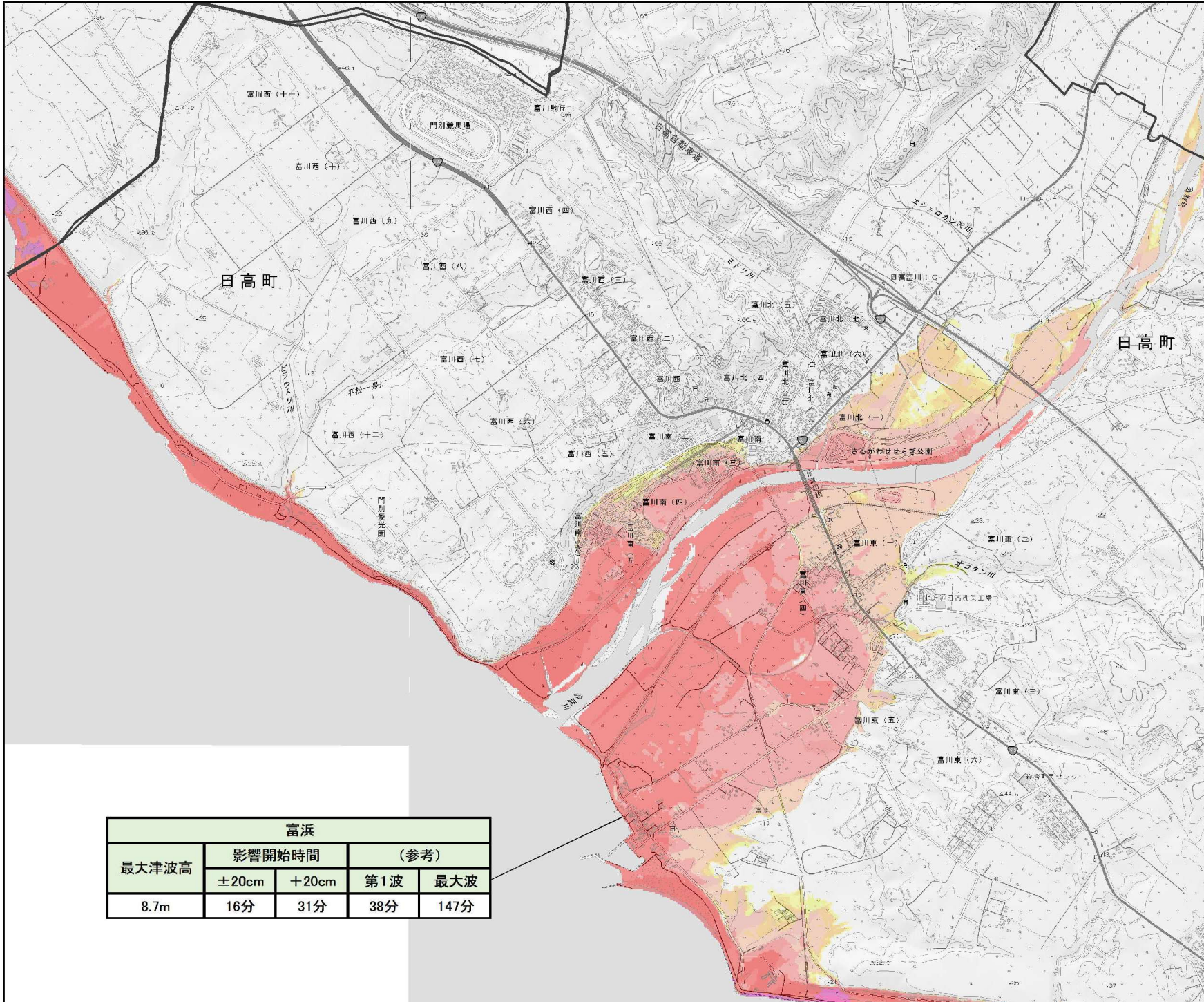
地点名				
最大津波高 (T.P.m)	影響開始時間		(参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
〇.〇m	〇〇分	〇〇分	〇〇分	〇〇分

※代表地点の津波諸元は、全ケースで元も大きくなる最大津波高、最短の到達時間となる諸元を表示。

富浜				
最大津波高	影響開始時間		(参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
8.7m	16分	31分	38分	147分

門別本町				
最大津波高	影響開始時間		(参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
13.1m	12分	30分	36分	143分





富浜				
最大津波高	影響開始時間		(参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
8.7m	16分	31分	38分	147分

凡例

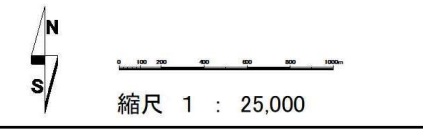
[浸水深(m)]

- 20m以上
- 10m以上～20m未満
- 5m以上～10m未満
- 3m以上～5m未満
- 1m以上～3m未満
- 0.5m以上～1m未満
- 0.3m以上～0.5m未満
- ～0.3m未満

●代表地点周辺で予測される津波諸元

地点名				
最大津波高 (T.P.m)	影響開始時間	(参考)		
		±20cm	+20cm	第1波 最大波
○.○m	○分	○分	○分	○分

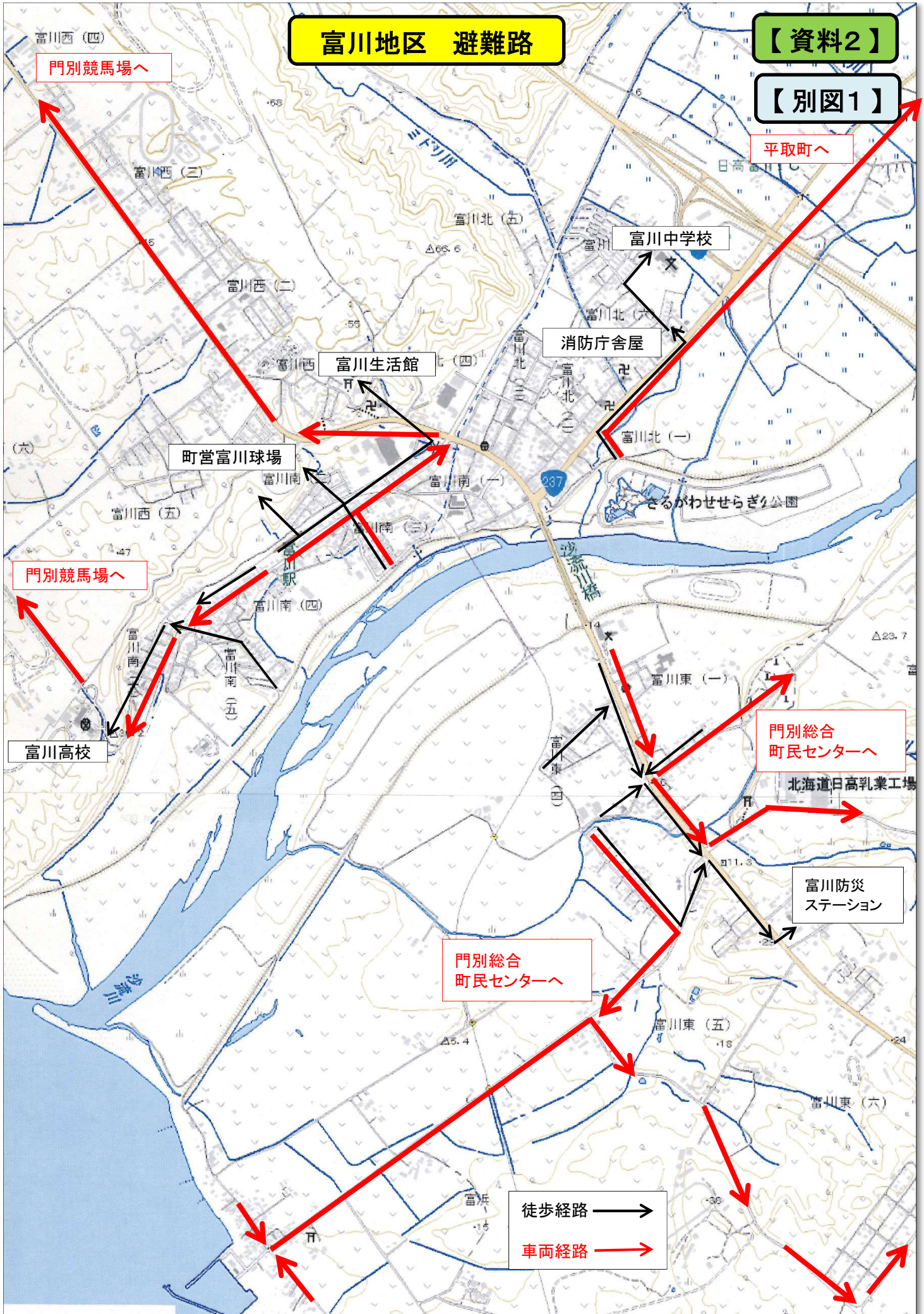
※代表地点の津波諸元は、全ケースで元も大きくなる最大津波高、最短の到達時間となる諸元を表示。



富川地区 避難路

【資料2】

【別図1】





豊・清・賀地区 避難路

【資料2】

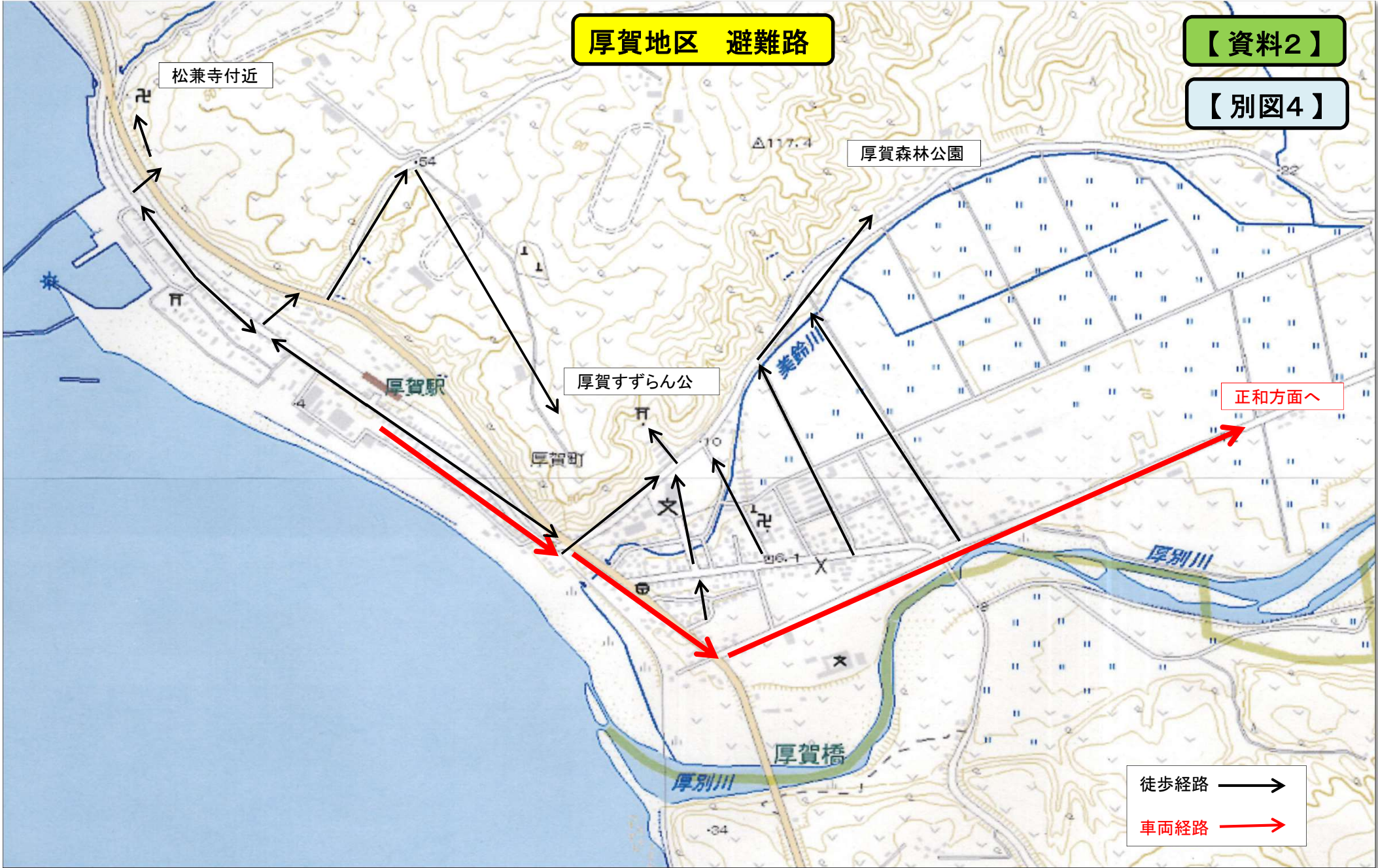
【別図3】



厚賀地区 避難路

【資料2】

【別図4】



松兼寺付近

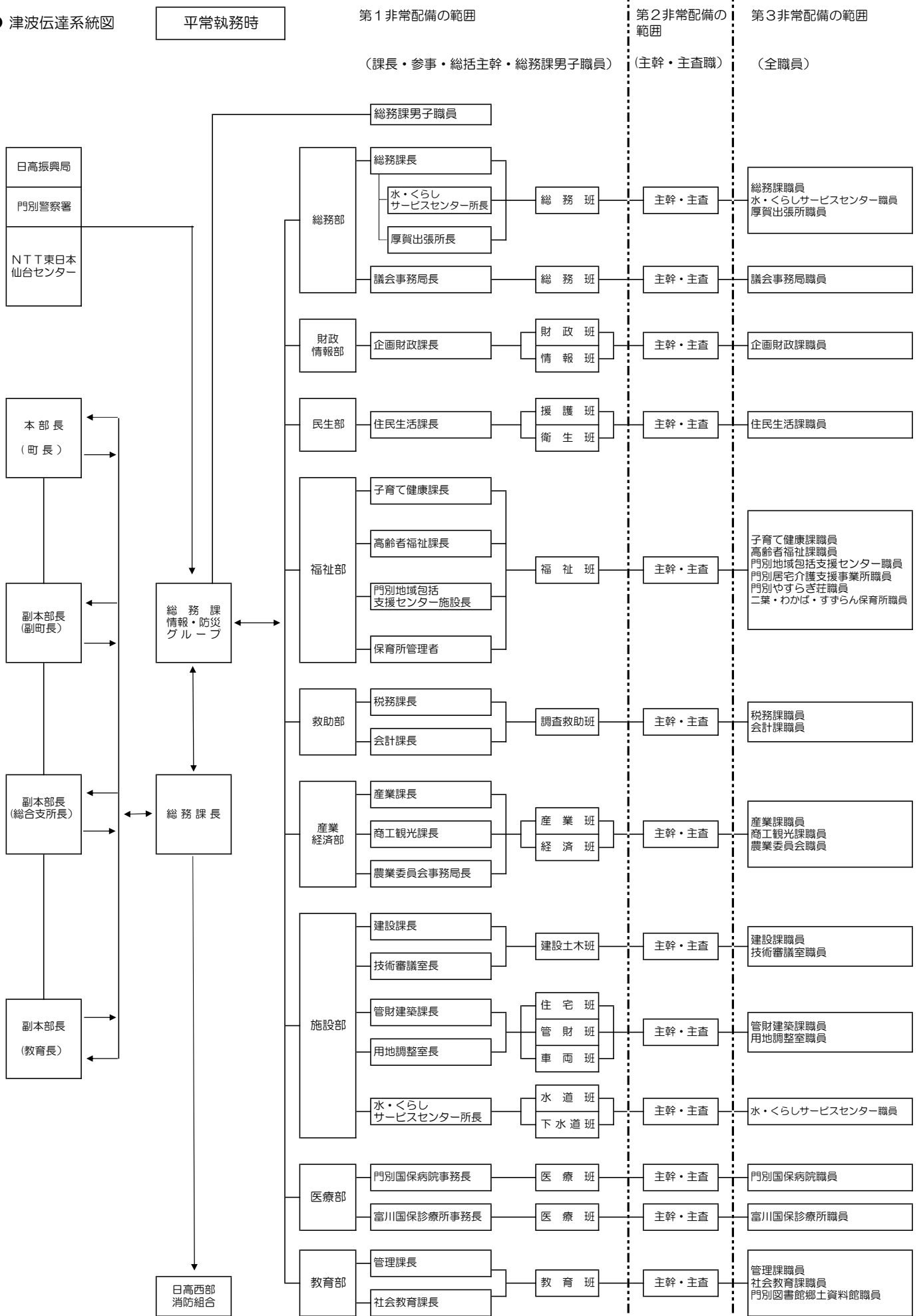
厚賀森林公園

厚賀すずらん公

正和方面へ

徒歩経路 →
車両経路 →

● 津波伝達系統図



● 津波伝達系統図

休日又は退庁後

第1 非常配備の範囲

(課長・参事・総括主幹・総務課男子職員)

第2 非常配備の範囲

(主幹・主査職)

第3 非常配備の範囲

(全職員)

